

第 1 章 基本的な考え方

1.子どもの読書活動の意義

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしていくうえで欠くことのできないものであり、「生きる力」(注 1)をはぐくみ、人生を豊かにしてくれます。ここに、子どもたちが乳幼児期から読書に親しむことの大切さの意義があります。

また、現在私たちを取り巻く社会・経済のあらゆる面が大きく変化しており、知識が社会・経済の発展の源泉となる「知識基盤社会(注 2)」を生きる私たちには、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力、様々な情報を取捨選択できる力などが求められています。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、社会的・組織的な取り組みが必要です。乳幼児期から読書に親しむことができ、子どもと本とを結びつける人が身近にいる豊かな読書環境を醸成し、すべての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校が連携して取り組むことが必要です。

2.大阪市における6年間の子どもの読書活動の状況

平成 13(2001)年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、同法によって国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定・公表することが定められました。これを受けて、国においては平成 14(2002)年 8 月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、国第 1 次計画と表記)が策定され、本市では、平成 18(2006)年 3 月に「大阪市子ども読書活動推進計画」(以下、市第 1 次計画と表記)を策定し、平成 18(2006)年度からおおむね 5 年間を期間として、本市のすべての子どもが様々な機会と場所において生き生きと読書を楽しむことができるよう、読書環境の整備・充実を図ってきました。

平成 18(2006)年度から、市第 1 次計画の普及・啓発に向けた、「子どものための施設ガイド『タッチ』」への啓発記事の掲載や、子どもの読書活動推進の周知・啓発に向けた、「子ども読書の日(注 3)」記念事業の実施等を行っています。

また、児童が最も身近に本に接する場である学校図書館の整備をはじめとする学校図書館活性化事業の推進、学校における一斉読書の実施など、読書意欲の醸成と読書習慣の確立を図ってきました。さらに、学校、家庭、地域、図書館が連携して子どもの読書活動推進に取り組むため、各区・大阪市全体で「子どもの読書活動推進連絡会」を開催し、意見交換や情報提供を進めてきました。

この間の成果として、読書が好きな児童・生徒の割合の増加、市立図書館における子どもの貸出件数・貸出冊数の増加や子ども向け事業への参加者数増などがあげられます。

一方で全国学力・学習状況調査(注 4)の「読書は好きですか」という設問に対する回答が、大阪市の経年変化では増加しているものの全国平均に達していないこと、市立図書館の利用が 7~12 歳では増加しているにもかかわらず 13~19 歳では減少しているなど、年齢を追うにつれて「読書離れ」の傾向がうかがえることが課題としてあげられます。

3.第 2 次計画策定の背景(社会的状況の変化、国の動向等)

国第 1 次計画策定以降の社会的状況の変化として、テレビゲームやインターネットの発達・普及があげられます。特にインターネットの普及は、多様かつ大量の情報を家庭においても簡単・瞬時に

入手できるようになったことにより利便性が向上した半面、子どもたちが安易に違法なサイトにアクセスできてしまったり、情報の正確さを精査することなく利用してしまったりなどの弊害も起きています。また、テレビゲームやインターネットに熱中するあまり、規則正しい生活が送れなくなったり、他人とのコミュニケーションをとることが不得手になったりする子どもが現れるといった問題も指摘されています。

国においては、平成 17(2005)年 7 月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、「文字・活字文化振興法（注 5）」が施行されました。平成 19（2007）年 6 月には、平成 18（2006）年に改正された新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正され、義務教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21 条第 5 号）が掲げられています。そして平成 20(2008)年、国第 1 次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第 2 次）（以下国第 2 次計画と表記）が定められました。この国第 2 次計画では、今後のおおむね 5 年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策が明らかにされています。

本市においても、平成 18（2006）年度から取り組んできた子どもの読書活動推進にかかわる様々な取り組みの成果と課題を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を一層推進するため、「第 2 次大阪市子ども読書活動推進計画」（以下、市第 2 次計画と表記）を策定し、諸施策を進めてまいります。市第 2 次計画は、市民の主体的な学習活動を支援するための「生涯学習大阪計画」、本市における教育がめざすべき目標像や基本となる考え方を定めた「大阪市教育振興基本計画」など、大阪市の施策や計画を実現するための具体的な取り組みの一助となるものです。

4.基本的な方針

（1）第 2 次計画の目標

大阪市のすべての子どもが自主的に読書に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域、図書館が連携・協力し、次に掲げる目標の実現に努力します。

◎子どもの読書環境の整備・充実

大阪市のすべての子どもに読書に親しむ機会を提供するために、読書環境の整備・充実に努めます。

◎学校、家庭、地域、図書館の連携・協力

子どもの発達段階に合わせ、学校、家庭、地域、図書館がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を深め、子どもの読書活動を推進します。

◎子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもの読書活動を推進するための積極的な普及・啓発活動に努め、地域社会の理解と関心を深めます。また、「読書離れ」が進む 13～19 歳に向け、読書への興味・関心を高めるための情報発信をはじめとする様々な取り組みを進めます。

◎人と本、人と人をつなぐ場の拡大

子どもたちが読書の楽しさにふれるためには、子どもの読書にかかわる人々の連携・協力が必要です。様々な場所で活動する読書支援活動ボランティアの交流の場を広げます。また、子どもたちが読後の感想を共有できる取り組みを進めます。

◎地域・市民を軸とした読書活動の輪の形成

地域・市民が、子どもの読書活動を通して有機的に結びつき、子ども読書活動推進のネットワークを形成し、社会総がかりで子どもをはぐくむことを支援します。

(2) 第2次計画の期間

平成 25（2013）年度からおおむね 5 年間とします。